

〔「定期健康診断」に関する申し入れ〕について 業務委員会を開催。

9月2日、「申」第43号〔「定期健康診断」に関する申し入れ〕（2013年6月24日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

《会社回答》

基本要求

1. 「受診予約」は、何のメリットもないと考える。前回までの受診方法に戻すこと。

【回答】事前予約制を導入し、日毎及び時間毎の受検者数を平準化して混雑緩和を図ることは、多くの社員が要望しているのと認識しており、社員の更なる利便性の向上につながるだけでなく、問診時間の十分な確保等と併せて健康診断の質的向上を図ることが出来ると考えている。

2. 今回行った受診サイトへの受診予約方法について、変更した目的を明らかにすること。

【回答】事前予約制を導入し、日毎及び時間毎の受検者数を平準化して混雑緩和を図ることにより、社員の更なる利便性の向上と健康診断の質的向上を図ることを目的とする。

3. 通年、東京地区からの健康診断が今回、関西からの順番となった。さらに、人間ドックを受診する社員のためにも一年間の受診時期を全社員に明らかにすること。

【回答】健康診断は会場毎の受検者数等を踏まえ、最も適切な時期に実施することとしている。またできる限り最新の受検者数を反映する観点からも年2回に分け、実施時期を公表しているものである。

4. 地区に関係なく、どの地区でも受診できるようにすること。

【回答】対象箇所毎の社員数を基に検診体制をとっているため、指定された会場で受検されたい。ただし、異動や業務上の都合等、指定された会場で受検することが困難な場合等やむを得ない事情がある場合には、受診箇所を変更する場合はある。

5. 各車両所ごとに定期健康診断を実施すること。

【回答】健康診断については社員の要望等を踏まえ、検診実施時期、受検機会の拡大、健康診断の質的向上を図る観点から現行の会場で実施することとしており、各車両所毎で健康診断を実施する考えはない。

6. 自己の時間に受診した際、往復時事故が起きた場合等の補償をすること。

【回答】そのような考えはない。

7. 問診票（3）－1で仕事・周りの方・満足度についての項目があるが、この項目は、上司・配偶者・友人等プライベートに関することもふくまれる。何故この項目を新たに設けたのか明らかにすること。また、項目に答えなくても受診できるのか明らかにすること。

【回答】厚生労働省が推奨する調査票を参考に、社員の心の健康状態をより性格に把握するため、「ストレスを緩和する要因」に関する項目を追加したものである。なお、全項目に回答しないと正確な状態を把握できず、有効なアドバイスが出来ないため、全ての項目に回答されたい。

運輸系統に関する要求

1. 運輸所で行われているレントゲンについては、一旦、運輸所入り口を出て大きく回り道をしなければならない状態となっている。受診を受付する部屋の奥の出口からの近道を通すようにするなど改善すること。

【回答】現状で対処されたい。

2. 予備勤務者の予約は困難を極めるので、改善方法を考えること。

【回答】現状で対処されたい。

車両系統に関する要求

1. 大阪仕業検査車両所で今回の定期健康診断において休憩時間に受けられないようにしたのはなぜか。また「勤務免除」で受診させない判断をしたのは何故なのか明らかにすること。

【回答】自己の時間で受検することが原則であり、今回の健康診断の運営方法の見直しにより、改めて再徹底を図ったものである。

2. 定期健康診断をより受診できるように勤務指定において「アケ」「非番」の勤務を組むこと。

【回答】指定された勤務に応じて、自己の時間で対応すること。

3. 定期健康診断を受診する日を制限しないこと。

【回答】定期健康診断実施時期に応じて、車両運用やダイヤ設定及び各所間での受検者するを調整の上、受検日を決定しており、現状で対処されたい。

4. 現場管理者の定期健康診断に対する認識が各管理者によって異なり、社員が予約してから問題が発生している。予約だけの「お知らせ」だけでは無く、定期健康診断にあたっての詳細を事前に明らかにすべきであり、社員に対して周知徹底しない事により問題が発生しているのである。何故明確な指示を出せなかったのか明らかにすること。

【回答】 今後も、健康診断にあたっての必要な情報は、掲示等で周知していく。

《若干のやり取り》

1 項及び 2 項について

組合：今回の回答は現場の思いとはかなりずれている。予約が取れない、受診できないなどこれまでより受診しづらくなったから申し入れしているのである。問診に時間がかかっているのが現実である。

会社：今までは問診以外のところでも時間がかかっていたと認識している。

組合：予約時間は15分刻みとしているが、15分毎に何人の予約を入れているのか。

会社：予約数は一定ではない。7～8人といったところである。今年度から予約制にしたが、初めてであり色々な意見がある。良くすべき所はもっとより良くしていきたい。ただ、一人当たりの問診では短い長いが生じているが、今回はかなり改善されたと考えている。総じて、導入して円滑な健診が出来たと考えている。

組合：例えば、以前のやり方と比較して短くなったところは何処か。

会社：数字的に言える様なものはない。皆さんの感覚である。

組合：受診そのものが予約制になり、台検や交検のような箇所の社員はこれまでと変わらないため問題ないが、乗務員や勤務不確定者には問題が発生している。

会社：予備の乗務員には予備者枠を設けていたので、問題ないと認識している。

組合：申し込みの予備枠は乗務員の予備者枠とは周知されていない。

会社：周知されていなかったのは問題である。改善していきたい。

組合：予備者の枠は何名か。

会社：わからない。乗務員に周知できれば予備者でも受けたいときに受検できる。

組合：以前と今回で自分が受けたいとき計画通りに受検できたかの対比はないのか。

会社：例えば、11時から13時の間で以前は13時にずれ込むことがあったが、予約制にしたことでかなり改善された。

組合：どれくらい良くなったのか。全て良くなったとの考えなら改善の余地がない。どこが良くなったのか伝わってこない。

会社：基本要求の1項、2項の回答通り、問診時間の確保が改善されている。

組合：かなり改善するところがある。

会社：良い線までいっている。

組合：第1希望、第2希望で予約が取れなかった社員がかなりいる。

会社：数字に限界がある。

組合：乗務員の予備者用の改善がされるのであれば良いが、もっと改善策を練ること。

会社：泊まり勤務者が多いことを考慮して、そのための長い期間を設けている。

組合：乗務員はほとんどが後回しになっている。

会社：予約した時間に来て貰うことである。

組合：会社の社員周知の対策を考えて改善すること。問診待ちが長いが、一人あたり平均して何分と想定しているのか。

会社：分からない。

組合：問診の担当を3名にするなど、混まない対策は取れないのか。

会社：最大限の体制でやっている。今までのように30分とか40分待ちはない。

組合：今回変更となった時間管理のメリットを社員に周知することはないのか。改善余地が出てくるのではないのか。

会社：待たされている感覚はない。

組合：日勤が有利だったのではないのか。差別感が発生している。

会社：予約のタイミングなり一概には言えない。

3項について

組合：定検は厚生労働省の省令では、年1回ではないのか。

会社：鉄道業だから年2回となっている。国や社内規定で1回とは限らない。

組合：年2回受けなければならないのか。

会社：全員が2回ではない、1回もある。

組合：関西支社管内では定検の開催時期が昨年は7月、今年は6月となり、人間ドック受診との関係で、計画を事前に明らかに出来ないのか。

会社：多くずらしていることはない。来年度もほぼ同じ時期となると考えている。

組合：来年度も今年と同じ時期の開催と考えて良いのか。

会社：そうである。

組合：名古屋セントラル病院で人間ドックを受診した場合の、定検の免除はかわらないのか？

会社：変わるとは聞いていない。

組合：乗務員など出先で労外が多く発生する時に受診出来ないのか？

会社：乗務員一種との関係でどこまでできるかはあるが、通常において他の箇所では出来ない。混乱の可能性ある。社員数など考慮して設定している。

組合：せっかく予約制にしたのだ。他の箇所でも受診できるように検討すること。

会社：要望は聞いておく。

4項について

組合：乗務員の段落ち等で、東京での時間待ちで受けることは出来ないのか。

会社：回答で申し上げた通りである。特に一種の管理がどこまで出来ているか分からない。

組合：検査項目に違いがあるが一種、二種どちらも受けられる体制は出来ているはずである。やむを得ない事情では受けられる。

会社：原則は駄目である。原則、指定されたところで受けること。

組合：予備者枠が出来るのであれば、他所枠もつくるのが出来るのではないのか。

会社：事務も繁雑になってくる。

組合：せっかくこのようなシステムを導入したのだ、予約可能にして空いているところがあれば受診できる。

会社：一定程度の条件を付けているからスムーズに行くのである。

組合：より充実した制度に変えていくべきである。

会社：否定するつもりはないが、意見は伝える。

5項について

組合：予備者枠のように非番者枠をつくるとか、日勤者を午後受診にするとか出来ないのか。

会社：掲示にも出しているが、交番検査は100名いるので午後受診も発生している。

組合：非番者が午前中受けられるように交検を午後にするとか、どうしても期間内に受けられない事情がある人もいる。事情がある人は優先すること。

会社：鳥飼の受診の運用を考えていきたい。

6項について

組合：自己の時間で受診し、通災など何の保障もないが、何かあったら保障はないのか。

会社：支社権限外事項。

7項について

組合：メンタルヘルスチェックは厚生労働省の推奨というがどこに書いてあるのだ。

会社：労働者の心の健康の保持のための指針に出ているメンタルチェックを取り入れている。

組合：回答に「～回答されたい」とあるが、強制なのか？

会社：すべての回答に記入する事をお願いするものである。

8項について

組合：運輸所からかなり移動してレントゲンを受ける。血圧の上がる原因だ。運輸所の奥から出入りできる扉がある。そこから行けるようにすること。

会社：扉はあるけれどセキュリティ上、誰でも出入りできるとはならない。

組合：テンキーもある。暗唱番号がわかる人はその扉から出入りしても良いでは無いか。警備会社を置くとか出来るはず。

会社：乗務員関係のところはセキュリティが高く設定されており無理である。

車両所関係

1項について

組合：大仕両においてこれまで通りに受けられないと判断したのは誰か？

会社：改めて正しいルールを再徹底し、原則通り自己の時間で、とした。

組合：本部・本社間では箇所長の判断であると答えているが。

会社：勤免は箇所長の判断である。

組合：今までやっていて何も問題はなかった。今もそうだがなぜ変えたのか？

会社：仕業車両所は作業ダイヤで仕事をやっている、作業ダイヤで勤務免除は基本的にないということだ。

組合：休憩時間に受けさせないのはなぜだ。

会社：実際に一時間の休憩で終わるか？食事等も必要であり終わらないリスクが高い。

組合：休憩時間に受けて時間内に終わらなければ、次に受けたら良いではないか。

会社：そのために予約の枠が無駄になる。相互に負担になる。

組合：実際に一時間かからない、そのために予約もあるのではないか？

会社：休憩といいつつも、食事とか混んでいたりとか、リスクを伴う。

組合：対立を確認する。

2項について

組合：現状では社員が努力して予約している。会社もアケや非番で受診を指定するなど努力するべきだ。

会社：現行通り、指定したらしたで不都合もありうる。ルールを複雑にすると混乱する。

4項について

組合：今までのやり方がダメとなったが周知されていない。説明もない。休憩で受けて時系列を強要されている。

会社：時系列は悪いことだけではない。今回の意見を受け次からに活かしていく。

その他

組合：定検を受けなかった場合どうなるのだ。

会社：その他の地区で受けることになる。

組合：定検を行うのは会社の義務ではないか。

会社：受けられるように設定している。受けられなければ理由を聞く。

組合：自己の時間で受けるのだ。

会社：ルールで決めている。就業規則とか、期間もある。

組合：ルールは会社が一方的に決めたものであり、個人の事情について立ちいって聞くのはプライバシーの問題である。

会社：何の事象か？

組合：必ず受けなければならないというが、そのスパンでは受けられない者も出てくる。

会社：期間内に受けられないなら事情を聞く。聞くことは問題ではない。

組合：定検会場に直接行って受診出来るのか？

会社：基本的には無理である。準備もある。箇所長が認め、保険センターが認めた場合はありうる。

以上